

いよいよ目前！ 『相続登記の義務化』 を総復習!!

いわゆる相続登記の義務化が、令和6年4月1日から実施されます。制度の概要は、次のとおりです。

- ① 相続（遺言も含む。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならない。
 - ② 遺産分割によって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、相続登記の申請をしなければならない。
 - ③ ①と②のいずれについても、正当な理由なく義務に違反した場合には、10万円以下の過料の適用対象となる。
- ※ 施行日前に開始した相続にも適用され、①もしくは施行日のいずれか遅い日から3年以内が期限となる。

もっとも、3年以内に申請しなかったからといって、ただちに過料を請求されるわけではありません。過料に処せられる場合の手順は以下のとおりです。

登記官が違反者を職務上知る

登記官が違反者に対して申請を催告

催告によっても申請等がなされず、正当な理由がない場合には、過料の対象



職務中の登記官

★正当な理由の例★

- 相続人が極めて多数に上り、かつ、戸籍関係書類等の収集や他の相続人の把握等に多くの時間を要する場合
- 相続登記等の申請義務を負う者が経済的に困窮しているために、登記の申請を行うために要する費用を負担する能力がない場合 など

このほか、3年以内に相続登記の申請ができない場合の代替手段として、相続人申告登記を利用することもできます。これは、登記簿上の所有者について相続が開始したと、自らがその相続人であることを申し出ることによって、一旦申請義務を果たしたものとみなされる制度です。

これらのことから、義務化といっても過度に神経質になる必要はありませんが、義務違反の状態が継続することは、あまり好ましいことでもありません。まずは専門家にご相談いただき、手順の進め方を検討されてはいかがでしょうか。

パートナーズ司法書士法人には、相続登記に関する豊富な実績がございます。いつでもご相談をお待ちしております。



私達が ご対応させていただきます!

狭山事務所

司法書士 高橋 見 (たかはし げん)

平成10年生まれ

沖縄県出身

～略歴～

みずがめ座 B型

沖縄県那覇市に生まれ、那覇市で育つ

中学時代は卓球部に所属

日本福祉大学を卒業後、司法書士資格取得

令和4年4月～ パートナーズに勤務



お客様へのメッセージ

ひとえに遺言・不動産の名義変更・預貯金の解約といっても、お客様それぞれに様々なご事情があるかと思えます。お客様一人ひとりの立場に立って、手続きをお手伝いさせていただきます。

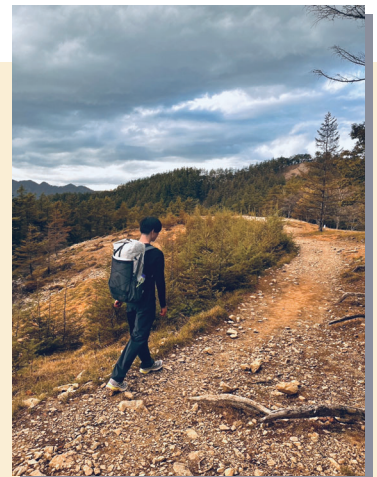
インタビュー

Q.オフの日はどのように過ごしていますか？

午前中はカフェで本読み、午後からサウナに行くことが多いです。金曜の夜に本屋に立ち寄り、本を買って帰宅することが最近の楽しみです。また、最近は山登りを始めてみました！

Q.司法書士としてのやりがいを感じるのどのような時ですか？

まずは手続きが無事に終了したときに、ホッとした気持ちになります。そのうえで、お客様に“助かりました！”と仰っていただけたときはやりがいを感じます。



川越事務所

〒350-1123
埼玉県川越市脇田本町 29 番地 1
TEL : 049-238-7047
川越駅西口より 徒歩 5 分
本川越駅より 徒歩 10 分

狭山事務所

〒350-1305
埼玉県狭山市入間川 1 丁目 20 番 16 号
TEL : 04-2954-2109
狭山市駅西口より 徒歩 5 分
狭山市役所うら 徒歩 30 秒

パートナーズグループ 総合サイト



こんな相談ごとがありましたら、お気軽にお問合せください



相続手続き

- ・土地建物の名義変更
- ・預金の払戻し
- ・株の名義変更 など



会社・法人登記

- ・設立
- ・増資／減資
- ・合併
- ・役員変更
- ・本店移転
- ・解散



成年後見 / 任意後見

- ・成年後見申立書の作成
- ・任意後見契約のサポート
- ・死後事務委任契約のサポート



不動産登記

- ・生前贈与
- ・土地建物の売買
- ・抵当権など担保権の抹消



遺言書

- ・遺言書の作成
- ・遺言書の書き直し
- ・故人の遺言書を見つけた



PARTNERS GROUP

パートナーズ司法書士法人
パートナーズ行政書士法人